

## ◆健やかに成長できる環境づくり

新規

### 学校施設活用型体験プログラムモデル事業

【27,266千円】

小学生を対象として、放課後に身近な学校で社会・文化・自然などの様々な体験ができるプログラムをモデル実施 ※3校で実施

【学校施設活用型体験プログラムとは】

全学年の小学生に

安全安心な学校で

体験の機会と場を提供

「好き」を見つける

自己肯定感  
UP!

チャレンジ  
意欲

続ける力



子どもたちの主体性や創造力を育む

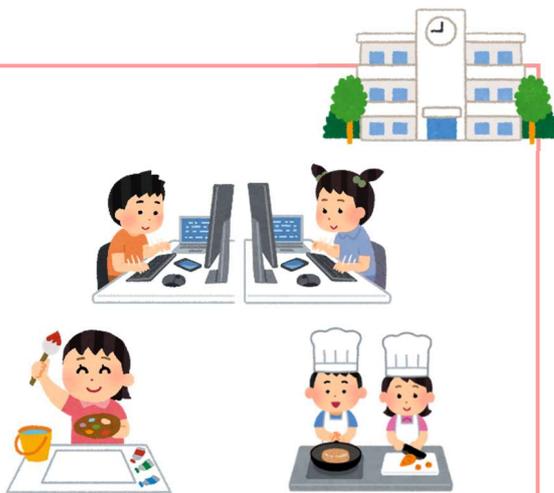


将来の夢や目標につながる

#### モデル実施内容

- ◆対象：小学1年生～6年生
- ◆日時：平日の放課後 ※週2～4回程度
- ◆内容：社会・文化・自然などの体験活動
- ◆利用料金：無料～500円/回程度

令和7年秋頃開始



拡充

### 中高生の居場所づくり事業

【9,700千円】

中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所づくりを推進

【居場所づくりコーディネーター】

地域における居場所の開設から  
安定した運営までサポート



- ・ 居場所の開設・運営に関する相談対応
- ・ 居場所に関する周知・広報
- ・ 地域の居場所同士を繋げる取組み(交流会の実施など)
- ・ 開設経費や活動経費に対する補助



拡充

・居場所づくりを担う人材育成のための取組み

(専門的知見の習得機会、居場所での活動体験機会の提供)

## ◆障がい児の支援

新規

### 障がい児の遊び・体験支援事業（ドリームナイト・アクアリウム） 【6,533千円】

障がい児家族に周囲に気がねなく思い切り楽しんでもらう  
**水族館貸切イベントを実施**  
イベントの実施を通して、普段から障がいに配慮した運営を行えるよう  
**施設支援を実施**

#### 水族館貸切イベント

- ◆対象：未就学障がい児等
- ◆日時：令和7年11月、令和8年3月
- ◆利用料金：無料
- ◆運営配慮：イヤーマフ（聴覚過敏対策）・遮光グラス（視覚過敏対策）貸出  
カムダウン・クールダウンスペース設置



イヤーマフ



遮光グラス



カムダウン・クールダウンスペース

#### 施設支援

- 施設職員に対する研修の実施
- 感覚敏感な方が施設を利用しやすくなるよう、センサリーマップ等を作成  
※センサリーマップ：音や光などに対する感覚過敏のある人向けに、  
刺激の影響を受ける可能性のある場所を事前に知らせるマップ



拡充

### 児童発達支援センターでの一時預かり事業 【9,582千円】

障がい児を育てる保護者の就労を支援するため、民間を含む全ての児童発達支援センターにおいて、療育終了後の一時預かり（15時～18時まで）を実施

【令和6年度】 ※R7年2月現在

5施設

拡充

【令和7年度】

11施設  
(民間含む市内全ての施設)

## ◆里親養育の推進

新規

### 里親支援センターの開設

【64,710千円】

家庭養育の推進による児童の養育環境の向上に向け、里親のリクルートから委託後の支援までを包括的に行う**里親支援センター**を開設

令和7年4月開設

#### 里親支援センター

##### 里親希望者への支援

リクルート  
研修・トレーニング  
交流支援など



##### 里親への支援

研修・トレーニング  
マッチング  
養育支援  
交流支援など



##### 委託児童への支援

相談支援  
交流支援など



## ◆ひとり親家庭の支援

拡充

### ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

【32,850千円】

自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）を策定し、意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給世帯等のひとり親に対して、住宅費支援として入居している家賃の貸付上限額を拡充（※償還免除規定あり）

[現行]

上限 4万円/月×12か月  
最大 48万円

[令和7年4月～]

上限 **7万円/月**×12か月  
最大 **84万円**

※償還免除：貸付を受けた日から1年以内に就職をし、就労を1年間継続したときなど

(7) 款項目別説明資料

ア. 一般会計（歳入）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
46	17 分担金及び 負担金	1 負 担 金	2 こ ども 育 成 負 担 金	2,220,687	2,462,440	△ 241,753
51	18 使用料及び 手数料  167,303	1 使 用 料	2 こども育成 使 用 料	165,582	132,483	33,099
60		2 手 数 料	2 こども育成 手 数 料	1,721	1,444	277
65 ～ 66	19 国庫支出金  77,395,165	1 国庫負担金	1 こ ども 育 成 費 国庫負担金	72,046,398	59,891,678	12,154,720
72 ～ 74		2 国庫補助金	2 こ ども 育 成 費 国庫補助金	4,947,628	4,057,411	890,217
85			12 緊 急 経 済 対 策 費 国庫補助金	381,744	307,845	73,899
86		3 委 託 金	2 こ ども 育 成 委 託 金	19,395	17,540	1,855

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	明 ※( )は、前年度予算額	
%		千円	
△ 9.8	1 こども育成支援費負担金 2 日本スポーツ振興センター保護者負担金	2,220,479 208	(2,462,233) (207)
25.0	1 心身障がい福祉センター使用料 2 療育センター使用料 3 小呂保育所使用料 4 こども育成施設使用料 ▲ 児童発達支援センター使用料	47,036 115,351 1 3,194 -	(47,036) (75,354) (1) (965) (9,127)
19.2	1 こども育成証明等手数料		
20.3	1 こども育成支援費負担金 2 こども総合相談センター費負担金 3 母子保健費負担金	71,658,052 62,572 325,774	(59,553,792) (61,652) (276,234)
21.9	1 こども育成総務費補助金 2 こども育成支援費補助金 3 こども育成施設整備費補助金 4 こども総合相談センター費補助金 5 母子保健費補助金 6 デジタル基盤改革支援補助金	25,341 2,220,984 940,169 104,037 1,543,168 113,929	(19,398) (2,228,489) (516,959) (150,576) (1,061,757) (80,232)
24.0	1 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金		
10.6	1 こども育成費委託金		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
87 89 ~ 91	20 県支出金 22,245,222	1	1 県負担金 こども 育成 費 県負担 金	千円 19,816,993	千円 18,627,271	千円 1,189,722
		2	2 県補助金 こども 育成 費 県補助 金	2,427,608	2,131,587	296,021
		3	2 委託金 こども 育成 費 委託 金	621	-	621
101 102 ~ 103	21 財産収入 287,668	1	1 財産貸付 収入	217,392	186,633	30,759
			2 利子及び 配当金	70,189	74,288	△ 4,099
		2	2 財産売払 収入	87	72	15
106	22	1	2			
107	寄附金	寄附金	こども 育成 費 寄附 金	246,212	180,807	65,405
112 ~ 113	23 繰入金 1,340,271	6	1 こども未来 基金繰入金	1,151,282	1,115,432	35,850
		7	1 母子父子寡 婦福祉資 金貸付事 業特別会 計繰入金	188,989	227,874	△ 38,885
113						

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	明 ※( )は、前年度予算額	
%		千円	
6.4	1 こども育成支援費負担金 2 母子保健費負担金	19,796,745 20,248	(18,601,180) (26,091)
13.9	1 こども育成支援費補助金 2 こども総合相談センター費補助金 3 母子保健費補助金	2,262,703 587 164,318	(1,829,817) (1,335) (300,435)
皆増	1 こども育成費委託金		
16.5	1 土地貸付収入		
△ 5.5	1 こども未来基金利子収入 2 中央児童会館基金利子収入	70,180 9	(74,279) (9)
20.8	1 物品売払収入		
36.2	1 こども育成費寄附金		
3.2	1 こども未来基金受入金		
△ 17.1	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計受入金		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
118 ~ 119	25 諸 収 入	2 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	168,636	154,976	13,660
121 ~ 122	2,545,608	7 弁 償 金	1 弁 償 金	-	240	△ 240
122		8 福 祉 費 入	1 こ ど も 育 成 費 収 入	2,171,655	2,002,493	169,162
125		12 雑 入	3 こ ど も 育 成 費 雑 入	1,440	-	1,440
128 ~ 129			13 そ の 他 の 雑 入	203,877	32,046	171,831
130	26 市 債	1 市 債	2 こ ど も 育 成 債	524,000	2,308,000	△ 1,784,000
歳 入 合 計				106,972,136	93,912,560	13,059,576

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説	明 ※( )は、前年度予算額	
%		千円	
8.8	1 雇用保険料収入 2 厚生年金保険料収入	10,500 158,136	(9,685) (145,291)
皆減			
8.4	1 障がい児給付費等収入 2 児童措置費収入	847,652 1,324,003	(717,751) (1,284,742)
皆増	1 市町村体験活動支援事業補助金		
536.2	1 その他の雑入		
△ 77.3	1 社会教育施設整備債 2 児童福祉施設整備債	1,000 523,000	(68,000) (2,240,000)
13.9			

イ. 一般会計（歳出）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
220 ～ 223	3 こ ども 育 成 費	1 こ ども 育 成 費	1 こども育成 総 務 費	4,859,135	4,585,403	273,732

対前年度 伸率 (C) / (B)	説	明																					
		※( )は、前年度予算額																					
%			千円																				
6.0	1 一般職職員給与費等 一般職職員 582人(うち会計年度任用職員・30人)	4,604,836	(4,382,530)																				
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 20px;">関連歳入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 20px;">(19) 国庫支出金</td> <td style="padding-left: 20px;">こども育成総務費補助金</td> <td style="text-align: right;">19,591</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 20px;">(25) 諸収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">15,412</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 20px;"></td> <td style="padding-left: 20px;">雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">1,028</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 20px;"></td> <td style="padding-left: 20px;">厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">14,384</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入				(19) 国庫支出金	こども育成総務費補助金	19,591		(25) 諸収入		15,412			雇用保険料収入	1,028			厚生年金保険料収入	14,384			
関連歳入																							
(19) 国庫支出金	こども育成総務費補助金	19,591																					
(25) 諸収入		15,412																					
	雇用保険料収入	1,028																					
	厚生年金保険料収入	14,384																					
	2 こども・子育て審議会経費	3,333	(8,352)																				
	3 国際交流費 (アジア太平洋こども会議補助金)	55,000	(55,000)																				
	4 その他の経費  (子どもの権利・意見表明推進事業、市民や企業と共働した子育て支援、 ライフデザイン支援事業、ミニふくおか、家庭相談員経費、 こども未来基金積立金 等)	195,966	(139,521)																				
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 20px;">関連歳入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 20px;">(19) 国庫支出金</td> <td style="padding-left: 20px;">こども育成総務費補助金</td> <td style="text-align: right;">5,750</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 20px;">(21) 財産収入</td> <td style="padding-left: 20px;">こども未来基金利子収入</td> <td style="text-align: right;">300</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 20px;">(22) 寄附金</td> <td style="padding-left: 20px;">こども育成費寄附金</td> <td style="text-align: right;">136,321</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入				(19) 国庫支出金	こども育成総務費補助金	5,750		(21) 財産収入	こども未来基金利子収入	300		(22) 寄附金	こども育成費寄附金	136,321							
関連歳入																							
(19) 国庫支出金	こども育成総務費補助金	5,750																					
(21) 財産収入	こども未来基金利子収入	300																					
(22) 寄附金	こども育成費寄附金	136,321																					

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
222 ~ 233			2 こども育成 支 援 費	千円 146,877,500	千円 131,718,419	千円 15,159,081

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額																			
%	1 一般職職員給与費等	1,554,752	(1,405,991)																		
	一般職職員・532人(うち会計年度任用職員・532人)																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19)国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">68,460</td> </tr> <tr> <td>    こども育成支援費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20)県支出金</td> <td style="text-align: right;">8,033</td> </tr> <tr> <td>    こども育成支援費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">841,441</td> </tr> <tr> <td>    雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">5,548</td> </tr> <tr> <td>    厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">85,245</td> </tr> <tr> <td>    児童措置費収入</td> <td style="text-align: right;">750,648</td> </tr> </table>	関連歳入		(19)国庫支出金	68,460	こども育成支援費補助金		(20)県支出金	8,033	こども育成支援費補助金		(25)諸収入	841,441	雇用保険料収入	5,548	厚生年金保険料収入	85,245	児童措置費収入	750,648		
	関連歳入																				
	(19)国庫支出金	68,460																			
	こども育成支援費補助金																				
	(20)県支出金	8,033																			
	こども育成支援費補助金																				
	(25)諸収入	841,441																			
	雇用保険料収入	5,548																			
	厚生年金保険料収入	85,245																			
	児童措置費収入	750,648																			
	2 教育・保育経費	76,022,214	(68,075,270)																		
	ア 施設運営費等	63,460,773	(56,065,344)																		
	(教育・保育給付費、延長保育事業、一時預かり事業 等)																				
	イ 公立保育所事業費等	297,383	(268,413)																		
	ウ 私立保育所運営費助成	3,484,218	(3,283,377)																		
	(私立保育所助成、保育協会助成、特別支援保育事業 等)																				
	エ 維持補修等	384,071	(149,439)																		
	(公立保育所整備、公立保育所維持補修)																				
オ 整備費助成等	1,354,027	(791,517)																			
(保育所等整備費助成 等)																					
カ 子育て支援施設等利用給付費	3,350,122	(4,269,346)																			
キ 私立幼稚園助成費	1,346,018	(1,154,524)																			
(幼稚園3歳未満児受け入れ促進事業、一時預かり事業(幼稚園型)、																					
私立幼稚園運営費助成、私立幼稚園研修等助成、																					
第2子以降のプレ通園支援事業)																					
ク 保育士確保等	819,900	(691,414)																			
(保育士就労継続支援事業、保育士の人材確保事業、																					
保育士家賃助成事業補助金、保育士奨学金返済支援事業補助金、																					
保育補助者雇用費助成事業、保育所等におけるICT化推進等事業 等)																					
ケ その他の経費	1,525,702	(1,401,896)																			
(ベビーシッター派遣事業、「福岡市型」こども誰でも通園制度、																					
新規参入施設等巡回支援事業、認可外保育施設児童支援事業、																					
子育て支援コンシェルジュ、実費徴収に係る補足給付事業 等)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(17)分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">2,206,391</td> </tr> <tr> <td>    こども育成支援費負担金</td> <td style="text-align: right;">2,206,183</td> </tr> <tr> <td>    日本スポーツ振興センター保護者負担金</td> <td style="text-align: right;">208</td> </tr> <tr> <td>(18)使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>    小呂保育所使用料</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(17)分担金及び負担金	2,206,391	こども育成支援費負担金	2,206,183	日本スポーツ振興センター保護者負担金	208	(18)使用料及び手数料	1	小呂保育所使用料										
関連歳入																					
(17)分担金及び負担金	2,206,391																				
こども育成支援費負担金	2,206,183																				
日本スポーツ振興センター保護者負担金	208																				
(18)使用料及び手数料	1																				
小呂保育所使用料																					

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
222 ~ 233						

対前年度 伸率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額					
%	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;"> (19) 国庫支出金  こども育成支援費負担金  こども育成支援費補助金  こども育成施設整備費補助金  物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金  (20) 県支出金  こども育成支援費負担金  こども育成支援費補助金  こども育成費委託金  (21) 財産収入  土地貸付収入  物品売払収入  (25) 諸収入  児童措置費収入  その他の雑入  (26) 市債  児童福祉施設整備債 </td> <td style="width: 55%; vertical-align: top; text-align: right;"> 33,684,513  31,135,625  1,226,975  940,169  381,744  14,570,352  12,811,207  1,758,524  621  84,034  83,947  87  310,296  309,951  345  286,000 </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right; vertical-align: top;">千円</td> </tr> </table>	(19) 国庫支出金 こども育成支援費負担金 こども育成支援費補助金 こども育成施設整備費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (20) 県支出金 こども育成支援費負担金 こども育成支援費補助金 こども育成費委託金 (21) 財産収入 土地貸付収入 物品売払収入 (25) 諸収入 児童措置費収入 その他の雑入 (26) 市債 児童福祉施設整備債	33,684,513 31,135,625 1,226,975 940,169 381,744 14,570,352 12,811,207 1,758,524 621 84,034 83,947 87 310,296 309,951 345 286,000		千円		
(19) 国庫支出金 こども育成支援費負担金 こども育成支援費補助金 こども育成施設整備費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (20) 県支出金 こども育成支援費負担金 こども育成支援費補助金 こども育成費委託金 (21) 財産収入 土地貸付収入 物品売払収入 (25) 諸収入 児童措置費収入 その他の雑入 (26) 市債 児童福祉施設整備債	33,684,513 31,135,625 1,226,975 940,169 381,744 14,570,352 12,811,207 1,758,524 621 84,034 83,947 87 310,296 309,951 345 286,000		千円				
	3 児童養護施設等	3,883,404	(3,561,195)				
	ア 児童養護施設等措置費 (妊産婦等相談・生活支援事業、児童家庭支援センター、 里親支援センター、児童養護施設等、助産施設、 児童心理治療施設運営費、社会的養護自立支援実態把握事業 等)	3,191,274	(2,913,284)				
	イ 母子生活支援施設運営費	479,779	(353,298)				
	ウ その他の負担金補助及び交付金 (民間社会福祉施設運営費補助金 等)	17,751	(18,335)				
	エ その他の経費 (子どもの権利サポート事業、子どもショートステイ事業、 親子関係づくりサポート事業 等)	194,600	(276,278)				
	関連歳入						
	(17) 分担金及び負担金	12,303					
	こども育成支援費負担金						
	(19) 国庫支出金	1,747,843					
	こども育成支援費負担金	1,595,651					
	こども育成支援費補助金	152,192					
	(20) 県支出金	41,784					
	こども育成支援費補助金						
	(21) 財産収入	753					
	土地貸付収入						
	(22) 寄附金	4,400					
	こども育成費寄附金						
	(25) 諸収入	263,404					
	児童措置費収入						

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
222 ~ 233						

対前年度 伸率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額	
%		千円	
	<b>4 障がい児支援</b>	18,793,516	(19,330,036)
	<b>ア 在宅障がい児対策費</b> (障害児福祉手当、障がい児地域交流支援事業、 特別支援学校放課後等支援事業、医療的ケア児支援事業、 発達障がい者支援センター運営費、障がい児の遊び・体験支援事業 等)	549,816	(547,018)
	<b>イ 施設福祉対策費</b> (障がい児施設給付費等、民間社会福祉施設運営費補助金、 心身障がい福祉センター運営費、めばえ学園運営費、 西部療育センター運営費、東部療育センター運営費、 南部療育センター運営費、南部療育環境整備事業、 身近な場所での療育機会確保事業、児童発達支援センターでの一時預かり事業 等)	18,243,700	(18,783,018)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>関連歳入</b>  <b>(17) 分担金及び負担金</b> 1,993                こども育成支援費負担金  <b>(18) 使用料及び手数料</b> 166,323                心身障がい福祉センター使用料 47,036                療育センター使用料 115,351                こども育成施設使用料 2,215                こども育成証明等手数料 1,721  <b>(19) 国庫支出金</b> 7,932,607                こども育成支援費負担金 7,756,013                こども育成支援費補助金 176,594  <b>(20) 県支出金</b> 3,804,144                こども育成支援費負担金 3,738,586                こども育成支援費補助金 65,558  <b>(21) 財産収入</b> 2,514                土地貸付収入 1,964                こども未来基金利子収入 550  <b>(25) 諸収入</b> 1,025,370                障がい児給付費等収入 847,652                その他の雑入 177,718  <b>(26) 市債</b> 237,000                児童福祉施設整備債           </div>		
	<b>5 ひとり親福祉費</b>	340,284	(320,864)
	<b>ア ひとり親家庭支援センター運営経費</b>	66,877	(66,359)
	<b>イ ひとり親家庭自立支援事業</b> (ひとり親家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付事業、ひとり親養育費確保支援事業 等)	273,407	(254,505)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>関連歳入</b>  <b>(19) 国庫支出金</b> 233,217                こども育成支援費補助金           </div>		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
222 ~ 233						

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額																			
%			千円																		
	6 児童手当等	42,703,829	(35,420,557)																		
	ア 児童手当	35,315,166	(28,359,198)																		
	イ 児童扶養手当	7,385,992	(7,058,417)																		
	ウ 災害遺児手当	2,671	(2,942)																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(19)国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">31,294,642</td> </tr> <tr> <td>    こども育成支援費負担金</td> <td style="text-align: right;">31,170,763</td> </tr> <tr> <td>    デジタル基盤改革支援補助金</td> <td style="text-align: right;">104,484</td> </tr> <tr> <td>    こども育成費委託金</td> <td style="text-align: right;">19,395</td> </tr> <tr> <td>(20)県支出金</td> <td style="text-align: right;">3,246,952</td> </tr> <tr> <td>    こども育成支援費負担金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">10,395</td> </tr> <tr> <td>    その他の雑入</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(19)国庫支出金	31,294,642	こども育成支援費負担金	31,170,763	デジタル基盤改革支援補助金	104,484	こども育成費委託金	19,395	(20)県支出金	3,246,952	こども育成支援費負担金		(25)諸収入	10,395	その他の雑入			
関連歳入																					
(19)国庫支出金	31,294,642																				
こども育成支援費負担金	31,170,763																				
デジタル基盤改革支援補助金	104,484																				
こども育成費委託金	19,395																				
(20)県支出金	3,246,952																				
こども育成支援費負担金																					
(25)諸収入	10,395																				
その他の雑入																					
	7 こども・若者健全育成経費	91,828	(88,473)																		
	ア 非行防止・健全育成費 (成人の日記念事業、非行防止・健全育成事業、区青少年育成推進事業)	36,400	(37,845)																		
	イ 若者の自立と社会参加経費 (困難な状況にある若者の相談支援、中高生の居場所づくり事業、子ども・若者活躍の場プロジェクト)	55,428	(50,628)																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(19)国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">3,269</td> </tr> <tr> <td>    こども育成支援費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(22)寄附金</td> <td style="text-align: right;">9,293</td> </tr> <tr> <td>    こども育成費寄附金</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(19)国庫支出金	3,269	こども育成支援費補助金		(22)寄附金	9,293	こども育成費寄附金											
関連歳入																					
(19)国庫支出金	3,269																				
こども育成支援費補助金																					
(22)寄附金	9,293																				
こども育成費寄附金																					
	8 地域育成活動促進費 (「赤ちゃんの駅」事業、子どもプラザ事業、地域子育て交流支援事業、子育て安心サポート事業、ファミリー・サポート・センター事業、地域子ども育成事業 等)	275,401	(250,745)																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(19)国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">65,686</td> </tr> <tr> <td>    こども育成支援費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20)県支出金</td> <td style="text-align: right;">65,216</td> </tr> <tr> <td>    こども育成支援費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21)財産収入</td> <td style="text-align: right;">14,200</td> </tr> <tr> <td>    こども未来基金利子収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25)諸収入</td> <td style="text-align: right;">1,440</td> </tr> <tr> <td>    市町村体験活動支援事業補助金</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(19)国庫支出金	65,686	こども育成支援費補助金		(20)県支出金	65,216	こども育成支援費補助金		(21)財産収入	14,200	こども未来基金利子収入		(25)諸収入	1,440	市町村体験活動支援事業補助金			
関連歳入																					
(19)国庫支出金	65,686																				
こども育成支援費補助金																					
(20)県支出金	65,216																				
こども育成支援費補助金																					
(21)財産収入	14,200																				
こども未来基金利子収入																					
(25)諸収入	1,440																				
市町村体験活動支援事業補助金																					

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
222 ~ 233						

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額	
%	<p><b>9 虐待防止等経費</b> (こども家庭センター(児童福祉)、地域子育て相談窓口、虐待防止等強化事業、支援対象児童等見守り強化事業、児童育成支援拠点事業、児童虐待防止医療ネットワーク事業、子ども虐待防止活動推進委員会、ヤングケアラー相談支援事業 等)</p>	156,868	(168,308)
	<p>関連歳入</p> <p>(19)国庫支出金 こども育成支援費補助金</p> <p>(20)県支出金 こども育成支援費補助金</p>	75,802	26,494
	<p><b>10 子どもの貧困対策推進経費</b> (子どもの食と居場所づくり支援事業、貧困の状況にある子どもを支えるネットワーク構築、子ども習い事応援事業)</p>	444,650	(447,682)
	<p>関連歳入</p> <p>(19)国庫支出金 こども育成支援費補助金</p> <p>(22)寄附金 こども育成費寄附金</p>	3,968	96,198
	<p><b>11 施設経費</b> (科学館経費、青少年施設経費、中央児童会館経費)</p>	1,758,668	(1,740,607)
	<p>関連歳入</p> <p>(18)使用料及び手数料 こども育成施設使用料</p> <p>(21)財産収入 土地貸付収入 中央児童会館基金利子収入</p> <p>(25)諸収入 その他の雑入</p> <p>(26)市債 社会教育施設整備債</p>	932 130,737 130,728 9 300 1,000	
	<p><b>12 その他の事業</b> (第3子優遇事業(第3子手当等)、病児・病後児デイケア事業、子ども情報提供、学校施設活用型体験プログラムモデル事業、子どもの見守り強化事業 等)</p>	852,086	(908,691)
	<p>関連歳入</p> <p>(19)国庫支出金 こども育成支援費補助金 デジタル基盤改革支援補助金</p> <p>(20)県支出金 こども育成支援費補助金</p> <p>(21)財産収入 こども未来基金利子収入</p> <p>(25)諸収入 その他の雑入</p>	223,855 214,821 9,034 297,094 2,900 1,116	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
232 ~ 235			3 こども 総合相談 センター費	千円 943,863	千円 1,005,937	千円 △ 62,074

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額																																										
%		千円																																										
	△ 6.2	1 一般職職員給与費等 一般職職員・113人(うち会計年度任用職員・113人)	542,543	(521,406)																																								
		<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">関連歳入</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(19) 国庫支出金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">26,594</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">    こども総合相談センター費負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">5,766</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">    こども総合相談センター費補助金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">20,828</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(25) 諸収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">40,838</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">    雇用保険料収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,506</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">    厚生年金保険料収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">38,332</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入				(19) 国庫支出金		26,594		こども総合相談センター費負担金		5,766		こども総合相談センター費補助金		20,828		(25) 諸収入		40,838		雇用保険料収入		2,506		厚生年金保険料収入		38,332															
	関連歳入																																											
	(19) 国庫支出金		26,594																																									
	こども総合相談センター費負担金		5,766																																									
	こども総合相談センター費補助金		20,828																																									
	(25) 諸収入		40,838																																									
	雇用保険料収入		2,506																																									
	厚生年金保険料収入		38,332																																									
		2 総合相談経費	382,676	(467,318)																																								
		ア 総合相談経費 (思春期相談事業、要保護児童等支援、SNS相談事業 等)	327,893	(359,997)																																								
		イ 虐待防止推進経費 (児童虐待防止事業、子育て見守り訪問員派遣事業、親子関係再構築支援事業、 里親制度推進事業、社会的養護自立支援事業 等)	54,783	(107,321)																																								
		<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">関連歳入</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(18) 使用料及び手数料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">47</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">    こども育成施設使用料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(19) 国庫支出金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">108,327</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">    こども総合相談センター費負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">28,988</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">    こども総合相談センター費補助金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">79,339</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(20) 県支出金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">587</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">    こども総合相談センター費補助金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(25) 諸収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">14,003</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">    その他の雑入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入				(18) 使用料及び手数料		47		こども育成施設使用料				(19) 国庫支出金		108,327		こども総合相談センター費負担金		28,988		こども総合相談センター費補助金		79,339		(20) 県支出金		587		こども総合相談センター費補助金				(25) 諸収入		14,003		その他の雑入					
	関連歳入																																											
(18) 使用料及び手数料		47																																										
こども育成施設使用料																																												
(19) 国庫支出金		108,327																																										
こども総合相談センター費負担金		28,988																																										
こども総合相談センター費補助金		79,339																																										
(20) 県支出金		587																																										
こども総合相談センター費補助金																																												
(25) 諸収入		14,003																																										
その他の雑入																																												
	3 一時保護所経費	18,644	(17,213)																																									
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">関連歳入</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">(19) 国庫支出金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">31,688</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">    こども総合相談センター費負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">27,818</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">    こども総合相談センター費補助金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">3,870</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入				(19) 国庫支出金		31,688		こども総合相談センター費負担金		27,818		こども総合相談センター費補助金		3,870																												
関連歳入																																												
(19) 国庫支出金		31,688																																										
こども総合相談センター費負担金		27,818																																										
こども総合相談センター費補助金		3,870																																										

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
234 ~ 237			4 母子保健費	千円 5,855,789	千円 5,422,742	千円 433,047
236 ~ 239			5 母子父子 寡婦福祉 資金貸付 事業費	27,781	26,639	1,142
歳 出 合 計				158,564,068	142,759,140	15,804,928

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額	
%			千円
8.0	<p>1 一般職職員給与費等 一般職職員・73人(うち会計年度任用職員・73人)</p> <p>関連歳入</p> <p>(19) 国庫支出金 母子保健費補助金</p> <p>(20) 県支出金 母子保健費補助金</p> <p>(25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入</p>	<p>296,979</p> <p>79,306</p> <p>36,402</p> <p>21,593</p> <p>1,418</p> <p>20,175</p>	<p>(279,727)</p>
4.3	<p>2 母子保健費</p> <p>ア 健康診査等事業費 (妊婦健診、乳幼児健診、産婦健診、 先天性代謝異常等検査、乳幼児健診情報のデジタル化 等)</p> <p>イ 医療給付等事業費</p> <p>ウ 小児慢性特定疾病医療費助成事業</p> <p>エ 母子保健事業費 (一般母子相談、母子保健訪問指導、母子巡回健康相談、 母親の心の健康支援事業、こども家庭センター(母子保健)、 プレコンセプションケアセンター事業、プレコンセプションケア推進事業、 プレコンセプションケアに関する情報発信事業、妊婦のための支援給付、 おむつと安心定期便、産前・産後サポート事業 等)</p> <p>関連歳入</p> <p>(19) 国庫支出金 母子保健費負担金 母子保健費補助金</p> <p>(20) 県支出金 母子保健費負担金 母子保健費補助金</p> <p>(21) 財産収入 こども未来基金利子収入</p> <p>(23) 繰入金 こども未来基金受入金</p>	<p>5,558,810</p> <p>2,013,655</p> <p>100,225</p> <p>506,790</p> <p>2,938,140</p> <p>1,789,636</p> <p>325,774</p> <p>1,463,862</p> <p>148,164</p> <p>20,248</p> <p>127,916</p> <p>52,230</p> <p>1,151,282</p>	<p>(5,143,015)</p> <p>(1,800,789)</p> <p>(126,055)</p> <p>(453,969)</p> <p>(2,762,202)</p>
11.1	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計への繰出金</p> <p>関連歳入</p> <p>(19) 国庫支出金 デジタル基盤改革支援補助金</p> <p>(23) 繰入金 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計受入金</p>	<p>411</p> <p>188,989</p>	

ウ. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計（歳入）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
58 ~ 59	1	1	1	千円 410,066	千円 425,649	千円 △ 15,583
	事業収入	事業収入	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入			
	2	1	1	27,781	26,639	1,142
	繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金			
	3	1	1	466,107	752,104	△ 285,997
繰越金	繰越金	繰越金				
4	1	1	1,265	1,151	114	
諸収入	保険料収入	保険料収入				
	2	1	2	2	-	
	雑入	雑入				
歳 入 合 計				905,221	1,205,545	△ 300,324

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※( )は、前年度予算額	
%		千円	
△ 3.7	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金 1. 母子福祉資金貸付金元利収入 2. 父子福祉資金貸付金元利収入 3. 寡婦福祉資金貸付金元利収入	410,066 397,678 2,604 9,784	(425,649) (412,879) (2,873) (9,897)
4.3	1 一般会計繰入金		
△ 38.0	1 前年度繰越金		
9.9	1 雇用保険料収入 2 厚生年金保険料収入	78 1,187	(51) (1,100)
-	1 違約金及び延納利息 2 その他の雑入	1 1	(1) (1)
△ 24.9			

## 工. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計（歳出）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
60 ～ 63	1	1	1	29,108	27,874	1,234
	事業費	事業費	一般管理費			
			2	317,724	504,392	△ 186,668
			貸付金			
			計	346,832	532,266	△ 185,434
	2	1	1	369,400	445,405	△ 76,005
	公債費	公債費	元金			
	3	1	1	188,989	227,874	△ 38,885
	諸支出金	繰出金	一般会計繰出金			
歳 出 合 計				905,221	1,205,545	△ 300,324

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明 ※( )は、前年度予算額
%	千円
4.4	<p>1 一般職職員給与費等 16,594 (15,354)</p> <p>一般職職員・4人 (うち会計年度任用職員・4人)</p> <p>〔 関連歳入 (4) 諸収入 1,266 〕</p> <p>雇用保険料収入 78</p> <p>厚生年金保険料収入 1,187</p> <p>その他の雑入 1</p> <p>2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業に要する事務経費 12,514 (12,520)</p> <p>〔 関連歳入 (4) 諸収入 1 〕</p> <p>違約金及び延納利息</p>
△ 37.0	修学資金、就学支度資金、生活資金等の母子父子寡婦福祉資金貸付
△ 34.8	
△ 17.1	長期債元金償還金
△ 17.1	一般会計繰出金
△ 24.9	

【参考】令和7年度 こども未来局所管 負担金、補助及び交付金予算額

☆=7年度新規

▲=終了事業

(単位：千円)

区分	名称	交付先	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	対前年度 比較	備考
補 助 金	福岡市保育協会補助金	(一社)福岡市保育協会	1,711,062	1,651,911	59,151	
	産休等代替職員費補助金(保育所)	民間社会福祉法人等	7,984	10,630	△ 2,646	
	延長保育事業補助金	民間社会福祉法人等	610,813	321,226	289,587	
	特別支援保育事業補助金	民間社会福祉法人等	1,322,349	1,220,644	101,705	
	保育所建設費等補助金	民間社会福祉法人等	1,279,571	715,437	564,134	
	福岡市賃貸分園設置補助金	民間社会福祉法人等	44,220	44,220	-	
	保育所等におけるICT化推進等事業補助金	民間社会福祉法人等	50,786	59,001	△ 8,215	
	一時預かり事業補助金(一般型)	一時預かり事業実施事業者	97,816	69,135	28,681	
	一時預かり事業補助金(余裕活用型)	民間社会福祉法人等	5,070	5,018	52	
	ベビーシッター派遣事業助成金	ベビーシッター派遣事業者	5,379	5,184	195	
	認可外保育施設児童支援事業補助金	認可外保育施設	22,966	22,588	378	
	保育士人材確保事業補助金	福岡市社会福祉協議会	2,519	2,845	△ 326	
	保育士家賃助成事業補助金	民間社会福祉法人等	305,262	307,014	△ 1,752	
	保育士奨学金返済支援事業補助金	民間社会福祉法人等	116,841	116,676	165	
	保育補助者雇用費助成事業補助金	民間社会福祉法人等	320,244	183,903	136,341	
	保育体制強化事業補助金	民間社会福祉法人等	400,356	356,637	43,719	
	病児・病後児デイケア事業普及定着促進費補助金	小児科等病児・病後児デイケア事業実施事業者	4,600	9,200	△ 4,600	
	病児・病後児デイケア事業施設整備費補助金	小児科等病児・病後児デイケア事業実施事業者	52,720	44,634	8,086	
	物価高騰対策支援事業補助金	民間社会福祉法人等	654,015	535,866	118,149	
「福岡市型」こども誰でも通園制度運営費補助金	「福岡市型」こども誰でも通園制度事業実施事業者	412,575	342,150	70,425		
「福岡市型」こども誰でも通園制度施設整備費補助金	「福岡市型」こども誰でも通園制度事業実施事業者	56,388	125,160	△ 68,772		
小	計		7,483,536	6,149,079	1,334,457	

☆=7年度新規

▲=終了事業

(単位：千円)

区分	名称	交付先	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	対前年度 比較	備考
幼稚園 関係 係	私立幼稚園運営費補助金	(一社)福岡市私立幼稚園連盟	695,031	710,732	△ 15,701	
	幼稚園教諭等確保事業補助金	(一社)福岡市私立幼稚園連盟	58,079	59,962	△ 1,883	
	私立幼稚園連盟研修費補助金	(一社)福岡市私立幼稚園連盟	31,592	31,592	-	
	幼稚園型一時預かり事業補助金	私立幼稚園設置者	196,268	147,847	48,421	
	幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金	私立幼稚園設置者	244,048	148,391	95,657	
	第2子以降のプレ通園支援事業補助金	私立幼稚園設置者	120,000	55,000	65,000	
	幼稚園等看護師派遣事業補助金	訪問看護ステーション	6,540	9,319	△ 2,779	
	小計		1,351,558	1,162,843	188,715	
資格取得	保育士資格等取得支援事業補助金	民間社会福祉法人等	2,288	5,818	△ 3,530	
	高等職業訓練促進資金貸付事業補助金	福岡市社会福祉協議会	17,100	17,800	△ 700	
	小計		19,388	23,618	△ 4,230	
社会的 養護 関係 係	里親推進事業補助金	福岡市里親会	150	150	-	
	産休等代替職員費補助金(児童養護施設等)	民間社会福祉法人	643	610	33	
	民間社会福祉施設運営費補助金(児童養護施設等)	民間社会福祉法人	8,690	9,225	△ 535	
	児童自立援助ホーム事業費補助金	自立援助ホーム事業者	8,268	8,210	58	
	児童虐待防止医療ネットワーク事業補助金	民間学校法人	4,818	4,818	-	
	▲児童育成支援拠点事業補助金	児童育成支援拠点事業実施団体	-	26,452	△ 26,452	
	▲児童養護施設等整備事業費補助金	民間社会福祉法人	-	61,583	△ 61,583	
	▲里親支援センター補助金	里親支援センター設置事業者	-	8,000	△ 8,000	
	▲児童養護施設等文化体育交流事業補助金	福岡市児童福祉施設協議会	-	140	△ 140	
	小計		22,569	119,188	△ 96,619	
障がい 児関係 係	障がい児地域交流支援事業補助金	地域団体等	1,000	1,000	-	
	療育キャンプ事業補助金	民間社会福祉法人等	1,612	1,612	-	
	産休等代替職員費補助金(障がい児施設)	民間社会福祉法人	286	302	△ 16	
	民間社会福祉施設運営費補助金(障がい児施設)	民間社会福祉法人	10,136	22,887	△ 12,751	
	☆福岡市児童発達支援センターでの一時預かり事業補助金	民間の児童発達支援センター	31,982	-	31,982	
	▲障がい児通所支援事業所子どもの安心・安全対策事業補助金	民間社会福祉法人等	-	2,560	△ 2,560	
	小計		45,016	28,361	16,655	

☆＝7年度新規

▲＝終了事業

(単位：千円)

区分	名称	交付先	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	対前年度 比較	備考
地域・青少年関係	子どもの夢応援事業補助金	子ども会育成会等の各種育成団体	2,880	2,160	720	
	中学校区非行防止対策事業補助金	中学校区青少年育成連絡協議会	4,950	4,950	-	
	子ども会事業補助金	福岡市子ども会育成連合会	3,400	3,400	-	
	中高生の居場所づくり事業補助金	NPO法人等	3,160	1,500	1,660	
	小計		14,390	12,010	2,380	
国際	アジア太平洋子ども会議・イン福岡補助金	NPO法人アジア太平洋子ども会議・イン福岡	55,000	55,000	-	
	小計		55,000	55,000	-	
貧困	子どもの食と居場所づくり支援事業補助金	地域団体、NPO法人等	23,577	23,577	-	
	小計		23,577	23,577	-	
その他	ひとり親養育費確保支援事業補助金	養育費に関する取り決めや保証契約を締結したひとり親	2,494	4,274	△ 1,780	
	健康診査等支援事業補助金	離島に居住し妊娠の届け出を行った者	130	130	-	
	☆産後ケア施設整備補助金	実施事業者	39,434	-	39,434	
	小計		42,058	4,404	37,654	
補助金合計			9,057,092	7,578,080	1,479,012	
負担金	福岡市保育連盟負担金	福岡市保育連盟	425	423	2	
	成人の日記念行事負担金	福岡市成人の日記念行事実行委員会	24,139	25,047	△ 908	
	地域と青少年のつどい負担金	地域団体	3,644	3,612	32	
	こども相談事業負担金	福岡県	24,000	24,000	-	
	ミニふくおか実行委員会負担金	ミニふくおか実行委員会	-	19,800	△ 19,800	
負担金合計			52,208	72,882	△ 20,674	

※諸会議費負担金、共益費負担金、工事費負担金を除く。

## 2. 条例案

### 議案第 58 号

#### 福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、妊婦のための支援給付に係る調査に応じない者に対する過料について必要な事項を定める必要があるによる。

### 2 主な改正内容

(1) 妊婦のための支援給付の創設に伴う対応（第 2 条関係）

妊婦のための支援給付の創設に伴い法第 10 条の 5 に報告等の規定が追加されたため過料に関する規定を追加する。

(2) 子どものための教育・保育給付における報告等の規定の改正に伴う対応（第 2 条、附則第 2 項関係）

法第 13 条第 2 項及び第 3 項が削除されたことに伴い過料に関する規定を改正する。

### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

福岡市子ども・子育て支援法施行条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第2条 正当な理由なしに、法_____</p> <p><u>第13条第1項</u> (法第30条の3において準用する場合を含む。以下<u>同じ。</u>)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>同項</u>の規定による<u>当該職員</u>の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(法附則第6条第1項の場合の読替え)</p> <p>2 法附則第6条第1項の場合における第2条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「<u>法第13条第1項</u>(法第30条の3において準用する場合を含む。以下<u>同じ。</u>)」とあるのは「<u>子ども・子育て支援法施行令</u>(平成26年政令第213号)附則第6条第1項の規定により読み替えられた<u>法第13条第1項</u>」と、同条第2項中「<u>法第14条第1項</u>(法第30条の3において準用する場合を含む。以下<u>同じ。</u>)」とあるのは「<u>法第14条第1項</u>」とする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第2条 正当な理由なしに、<u>法第10条の5</u>若しくは<u>法第13条</u> (法第30条の3において準用する場合を含む。_____ )の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>これらの規定</u>による____<u>職員</u>の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(法附則第6条第1項の場合の読替え)</p> <p>2 法附則第6条第1項の場合における第2条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「<u>法第13条</u>_____ (法第30条の3において準用する場合を含む。_____ )」とあるのは「<u>子ども・子育て支援法施行令</u>(平成26年政令第213号)附則第6条第1項の規定により読み替えられた<u>法第13条</u>_____」と、同条第2項中「<u>法第14条第1項</u>(法第30条の3において準用する場合を含む。以下<u>同じ。</u>)」とあるのは「<u>法第14条第1項</u>」とする。</p>

## **議案第 59 号**

### **福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案**

#### **1 改正理由**

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の員数に算入することができる副園長等の資格要件に係る特例の期間を延長する必要があるによる。

#### **2 主な改正内容**

幼稚園教諭免許状又は保育士の登録のいずれか一方を受けている副園長又は教頭を幼保連携型基準上必要な員数に算入できることとする特例の期間を延長することとし、延長期間を 12 年間（令和 8 年度末まで）とする。

#### **3 施行期日**

公布の日

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第14条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p>4 施行日から起算して<u>10年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>5～8 （略）</p> <p>以下略</p>	<p>第1条～第14条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p>4 施行日から起算して<u>12年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>5～8 （略）</p> <p>以下略</p>

## **議案第 60 号**

### **福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案**

#### **1 改正理由**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等の食事の提供に関する基準を改める必要があるによる。

#### **2 主な改正内容**

「栄養士」の配置を求めている部分に「管理栄養士」を加える。

#### **3 施行期日**

令和 7 年 4 月 1 日

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>以下略</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>以下略</p>

## 議案第 61 号

### 福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所等の従業者配置の基準を改める等の必要があるによる。

#### 2 主な改正内容

「栄養士」の配置を求めている部分に「管理栄養士」を加える。

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日



旧	新
<p>(3) 栄養士_____ 1以上</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士_____及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>以下略</p>	<p>(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士又は管理栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>以下略</p>

## 議案第 62 号

### 福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定福祉型障がい児入所施設の従業者配置の基準を改める必要があるによる。

#### 2 主な改正内容

「栄養士」の配置を求めている部分に「管理栄養士」を加える。

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第2章 指定福祉型障がい児入所施設 の人員、設備及び運営に関する 基準</p> <p>第1節 人員に関する基準</p> <p>第5条 指定福祉型障がい児入所施設に置く べき従業者及びその員数は、次のとおりと する。ただし、40人以下の障がい児を入所 させる指定福祉型障がい児入所施設にあつ ては第4号の栄養士_____を、調 理業務の全部を委託する指定福祉型障がい 児入所施設にあつては第5号の調理員を置 かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 栄養士_____ 1以上</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項各号(第1号を除く。)及び第2項 に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型 障がい児入所施設の職務に従事する者でな ければならない。ただし、障がい児の支援 に支障がない場合は、第1項第4号の栄養 士_____及び同項第5号の調理員 については、併せて設置する他の社会福祉 施設の職務に従事させることができる。</p> <p>以下略</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第2章 指定福祉型障がい児入所施設 の人員、設備及び運営に関する 基準</p> <p>第1節 人員に関する基準</p> <p>第5条 指定福祉型障がい児入所施設に置く べき従業者及びその員数は、次のとおりと する。ただし、40人以下の障がい児を入所 させる指定福祉型障がい児入所施設にあつ ては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調 理業務の全部を委託する指定福祉型障がい 児入所施設にあつては第5号の調理員を置 かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 栄養士<u>又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項各号(第1号を除く。)及び第2項 に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型 障がい児入所施設の職務に従事する者でな ければならない。ただし、障がい児の支援 に支障がない場合は、第1項第4号の栄養 士<u>又は管理栄養士</u>及び同項第5号の調理員 については、併せて設置する他の社会福祉 施設の職務に従事させることができる。</p> <p>以下略</p>

## 議案第 63 号

### 福岡市一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例案

#### 1 制定理由

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営の基準を定める必要があるによる。

#### 2 制定内容

本条例は、一時保護施設におけるこどもの権利擁護、設備、職員配置に関する事項等について基準を定めるものである。

##### 【条例案の主な内容】

###### 総則（第 1 条—第 5 条）

趣旨、定義、目的、最低基準の向上等、一般原則

###### 児童の権利擁護等（第 6 条—第 11 条）

差別的取扱いの禁止、児童の権利擁護、児童の権利の制限、児童の行動の制限、児童の所持品等、虐待等の禁止

###### 設備（第 12 条）

設備の基準

###### 職員配置（第 13 条—第 20 条）

職員の一般的要件、職員の研修等、職員、夜間の職員配置、管理者等、児童指導員の資格、心理療法担当職員の資格、学習指導員の資格

###### 安全計画、衛生管理、生活支援等（第 21 条—第 29 条）

非常災害対策、安全計画の策定等、業務継続計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、衛生管理等、入所した児童及び職員の健康状態の把握等、食事、擁護、生活支援、教育及び親子関係再構築支援等

###### 雑則（第 30 条—第 36 条）

他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準、関係機関との連携、内部の規程、帳簿、秘密保持等、苦情への対応、電磁的記録

#### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

## 福岡市一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例案

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 児童の権利擁護等（第6条―第11条）
- 第3章 設備（第12条）
- 第4章 職員配置（第13条―第20条）
- 第5章 安全計画等（第21条―第24条）
- 第6章 衛生管理等（第25条・第26条）
- 第7章 食事、養護、生活支援等（第27条―第29条）
- 第8章 雑則（第30条―第36条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるところによる。

##### （目的）

第3条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

##### （最低基準の向上等）

第4条 本市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

- 2 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- 3 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

##### （一般原則）

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- 4 一時保護施設には、法第 33 条第 1 項又は第 2 項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

## 第 2 章 児童の権利擁護等

### (差別的取扱いの禁止)

第 6 条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

### (児童の権利擁護)

第 7 条 市長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

- 2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第 33 条の 3 の 3 に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

### (児童の権利の制限)

第 8 条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

### (児童の行動の制限)

第 9 条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

### (児童の所持品等)

第 10 条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

### (虐待等の禁止)

第 11 条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはなら

ない。

### 第3章 設備

#### (設備の基準)

第12条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第16条第1項及び第2項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 児童の居室の一室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (5) 少年（法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の一室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。
- (6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設

けること。

- (12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

#### 第4章 職員配置

(職員の一般的要件)

第13条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の研修等)

第14条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 市長は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第15条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第18条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。
- 3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。
- 4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第16条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

- 2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、1のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。
- 3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、

夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(管理者等)

第17条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準じる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第18条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大

臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、市長が適当と認めたもの

(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの。

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第19条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第20条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

## 第5章 安全計画等

（非常災害対策）

第21条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第22条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従ふ必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項

の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 23 条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 24 条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

## 第 6 章 衛生管理等

(衛生管理等)

第 25 条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。
- 5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第 26 条 児童相談所長は、一時保護施設に入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の

必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果及び必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は市長に勧告しなければならない。
- 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

#### 第7章 食事、養護、生活支援等

##### (食事)

- 第27条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するとき  
は、当該一時保護施設内で調理する方法（第30条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。
- 2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
  - 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
  - 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
  - 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

##### (養護)

- 第28条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。
- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

##### (生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

- 第29条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。
- 2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

## 第8章 雑則

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第30条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときには、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

- 2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（関係機関との連携）

第31条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（内部の規程）

第32条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

（帳簿）

第33条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第34条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 市長は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第35条 市長は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情

の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第36条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)
- 2 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める基準により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第42条及び第46条の規定を準用する。

## 議案第 64 号

### 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院等の職員配置の基準を改める必要があるによる。

#### 2 主な改正内容

「栄養士」の配置を求めている部分に「管理栄養士」を加える。

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>目次 (略)</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 乳児院</p> <p>第25条及び第26条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第27条 乳児院(10人未満の乳幼児を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士_____及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第28条～第34条 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>第7章 児童養護施設</p> <p>第55条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第56条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士_____及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士_____を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第57条～第64条 (略)</p> <p>第8章 福祉型障がい児入所施設</p> <p>第65条 (略)</p> <p>(職員)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 乳児院</p> <p>第25条及び第26条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第27条 乳児院(10人未満の乳幼児を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第28条～第34条 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>第7章 児童養護施設</p> <p>第55条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第56条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第57条～第64条 (略)</p> <p>第8章 福祉型障がい児入所施設</p> <p>第65条 (略)</p> <p>(職員)</p>

旧	新
<p>第66条 主として知的障がいのある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項及び第3項において同じ。)を入所させる福祉型障がい児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士_____、調理員及び児童発達支援管理責任者(障がい児通所支援(法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。))又は障がい児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士_____を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障がい児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第80条において同じ。)を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士_____を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>5～11 (略)</p> <p>12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障がい児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士_____を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>13～15 (略)</p> <p>第67条～第73条 (略)</p> <p>第9章 (略)</p>	<p>第66条 主として知的障がいのある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項及び第3項において同じ。)を入所させる福祉型障がい児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は<u>管理栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者(障がい児通所支援(法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。))又は障がい児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障がい児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第80条において同じ。)を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>5～11 (略)</p> <p>12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障がい児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>13～15 (略)</p> <p>第67条～第73条 (略)</p> <p>第9章 (略)</p>

旧	新
<p>第10章 児童発達支援センター</p> <p>第79条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第80条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士</u>_____、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合に応じ、当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 児童40人以下を通わせる施設 <u>栄養士</u>_____</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第81条～第84条 (略)</p> <p>第11章 削除</p> <p>第85条から第88条まで 削除</p> <p>第12章 児童心理治療施設</p> <p>第89条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第90条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士</u>_____及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置か</p>	<p>第10章 児童発達支援センター</p> <p>第79条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第80条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士又は管理栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合に応じ、当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 児童40人以下を通わせる施設 <u>栄養士又は管理栄養士</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第81条～第84条 (略)</p> <p>第11章 削除</p> <p>第85条から第88条まで 削除</p> <p>第12章 児童心理治療施設</p> <p>第89条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第90条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置か</p>

旧	新
<p>ないことができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第91条～第96条 (略)</p> <p>第13章 児童自立支援施設</p> <p>第97条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第98条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士_____並びに調理員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士_____を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>以下略</p>	<p>ないことができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第91条～第96条 (略)</p> <p>第13章 児童自立支援施設</p> <p>第97条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第98条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>並びに調理員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>以下略</p>

### 3. 組織編成案

変更等

令和6年度 (R6.4.1現在)	令和7年度編成案
(単位：人)	(単位：人)
こども未来局 414	こども未来局 425
└─ 理事 1	└─ 理事 1
└─ こども政策部 19	└─ こども政策部 22
└─ 総務課 6	└─ 総務課 6
└─ こども政策課 5	└─ こども政策課 5
└─ こども健全育成課 7	└─ こども健全育成課 8
	└─ 課長※事業企画 新設 2
└─ こども健やか部 33	└─ こども健やか部 33
└─ こども家庭課 15	└─ こども家庭課 13
└─ こども健やか課 10	└─ こども健やか課 10
└─ こども見守り支援課 7	└─ こども見守り支援課 9
└─ 子育て支援部 250	└─ 子育て支援部 257
└─ 運営支援課 16	└─ 運営支援課 16
└─ 事業調整課 10	└─ 事業調整課 10
└─ 指導監査課 201	└─ 指導監査課 208
└─ 課長※保育指導等 (保育支援課長が兼務)	└─ 課長※保育指導等 (保育支援課長が兼務)
└─ 保育支援課 6	└─ 保育支援課 6
└─ こども発達支援課 16	└─ こども発達支援課 7
└─ 課長※事業所指定・指導 (1)	└─ 障がい児事業所指導課 名称変更 9
└─ こども総合相談センター 110	└─ こども総合相談センター 兼務解除 111
(所長は理事が兼務)	× 副所長
└─ 副所長 1	└─ こども相談企画課 事務取扱解除 13
└─ こども相談企画課 12	└─ こども支援第1課 40
(副所長事務取扱)	└─ こども支援第2課 46
└─ こども支援第1課 40	└─ こども緊急支援課 10
└─ こども支援第2課 46	└─ 課長※連携支援 1
└─ こども緊急支援課 10	└─ 教育相談課 (教育委員会)
└─ 課長※連携支援 1	
└─ 教育相談課 (教育委員会)	